

## H 3 0 新旧対照表

### 宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 改定後

#### 第 1 章 (略)

(適用範囲)

第 1 条 ～ 第 9 条 (略)

(業務従事者の資格)

第 1 0 条 受注者は、業務従事者を定める場合には、「別記 2」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とするものとする。

2 「別記 2」において、土地改良補償士と総合補償部門に係る補償業務管理士は同等の能力を有する者とする。

3 「別記 2」において、土地改良補償業務管理者と補償業務管理士（該当する部門に限る）は同等の能力を有する者とする。

4 受注者は、業務従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。)

5 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

6 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

第 1 0 条 ～ 第 3 8 条 (略)

第 2 章 ～ 第 2 3 章 (略)

### 宮城県農業農村整備事業等用地調査等業務共通仕様書 改定前

#### 第 1 章 (略)

(適用範囲)

第 1 条 ～ 第 9 条 (略)

(業務従事者の資格)

第 1 0 条 受注者は、業務従事者を定める場合には、「別記 2」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とするものとする。

2 「別記 2」において、土地改良補償士と総合補償部門に係る補償業務管理者は同等の能力を有する者とする。

3 「別記 2」において、土地改良補償管理士と補償業務管理者（該当する部門に限る）は同等の能力を有する者とする。

4 受注者は、業務従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く。）。)

5 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

6 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

第 1 0 条 ～ 第 3 8 条 (略)

第 2 章 ～ 第 2 3 章 (略)